

施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

(2) 指導の充実(計画書 P39) ⇒ 「適正管理の促進」に変更

A 事業	B 取り組み内容	C H29.4 方針	D 進捗状況	E 効果、課題・問題点等	F R5.4 方針 (案)	G 見直し(案)
① ごみ出しルールの指導の徹底	<p>ホームページ、広報等による啓発</p> <p><概要> ごみ出しルールの指導の徹底のため、広報紙やチラシ、HP等を活用して住民に対するPRや意識啓発を行います。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生組合だよりや組合HP、ごみ分別アプリ、収集カレンダー等にごみ出しルールを掲載して意識啓発を行っている。 ●その他、ごみ集積所用看板を用意し、ごみの収集日が分かるように住民に周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な媒体を使い周知することで、ごみ出しルールについて広く意識啓発を行うことが出来ている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●A事業を「①ごみ出しルールの徹底」に変更 ●継続して実施する。
	<p>未分別排出者への直接指導の実施</p> <p><概要> ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、直接指導を行います。アパート等の集合住宅対策として、その所有者(家主)や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底する等の協力を強化します。廃棄物減量等推進員との連携・協力のもと、集合住宅居住者のごみ出しルール向上に抜けたPR活動を展開します。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者へは、主に通知を送付し指導している。集合住宅管理者等、電話連絡先が明らかな場合は、電話連絡も行っている。 ●令和3年度直接指導実績 ・通知送付3件 	<ul style="list-style-type: none"> ●概ね改善が図られているが、一部の集合住宅においては、繰り返し指導を行う事例もある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●A事業を「①ごみ出しルールの徹底」に変更 ●継続して実施する。
② 集積所の適正な管理の促進	<p>廃棄物減量等推進員業務報告により集積所状況を把握</p> <p><概要> 各家庭と清掃行政の接点となる集積所については、美観や衛生等の環境保全のため、住民に対して集積所の管理の指導及び廃棄物減量等推進員との連携・協力による管理体制の強化を図ります。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●推進員には、4か月に1回、衛生組合あてに報告書を提出してもらっている。 ●報告の内容 ・分別区分ごとの集積所の様子(残されたごみの有無や特に悪い集積所の状況) ●廃棄物減量等推進員の人数 ・121名(令和3年度末時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ●報告内容を集計し、集積所の状況を把握している。 ●報告書を確認して、問題があれば解決できる方法を検討する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●継続して実施する。
	<p>資源の持ち去り対策を強化(GPS調査の実施等)</p> <p><概要> 集積所からの資源の持ち去りについては、状況を正しく把握するため、地域住民や委託収集業者と被害状況の情報交換を行うとともに、警察との連携・協力により、引き続き対策を強化します。</p>	推進	<ul style="list-style-type: none"> ●組合職員等による見回りの実施 ●組合だよりや組合HPにて「持ち去り禁止」のチラシを配布 ●収集の看板にも「資源物持ち去り禁止」の表示を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源価値が高まると引取価格が高くなるため、資源の持ち去り事案が頻発する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●タイトルを「資源の持ち去り対策を強化」に変更し、継続して実施する。

A 事業	B 取り組み内容	C H29.4 方針	D 進捗状況	E 効果、課題・問題点等	F R5.4 方針 (案)	G 見直し(案)
	<p>5 「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」を継続</p> <p><概要> 日頃から、ごみの減量化やリサイクル推進の活動に対するモチベーション向上の一助とするものです。</p>	継続	<p>●3部門で表彰</p> <p>①きれいな街づくり推進団体部門</p> <p>②減量推進事業所部門</p> <p>③特別功労部門</p> <p>●R3年度 ①で東地区自治会が最優秀賞受賞</p>	応募数が厳しい状況が続いている。	廃止	●町表彰制度の基準に該当した場合に表彰。
	<p>6 「ごみ集積所環境整備補助金制度」を継続</p> <p><概要> ごみ集積所を清潔に維持する地域の活動を支援するため、ごみ集積所の清掃活動や維持管理に必要な経費を購入価格(税込)の1/2で集積所1か所あたり3,000円/年を限度に補助するものです。</p>	継続	<p>●隔年で申請が出来る</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防鳥ネット等ごみの飛散防止をする用具 ・ほうき、ちりとり等の清掃に使用する用具 ・その他ごみ集積所の維持管理に要する用具及び用具の設置・修繕に関する費用 <p>【補助実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2 63集積所 (132,100円) ・R1 62集積所 (139,700円) ・H30 52集積所 (96,400円) 	<p>●集積所の環境整備に役立っている。</p> <p>●近年ではボックス型のごみ入れが増えており、防鳥ネットよりも、多額の設置費用が掛かるケースもある。</p>	継続	●継続して実施する。
	<p>7 (★)「ごみ集積所」の優良認定制度の創設</p> <p><概要> 清潔できちんと管理されている集積所には表彰制度や認定制度などにより集積所の管理・運営の向上の実施を検討します。</p>	推進	●創設していない。	●集積所は転入・転出があることや、集合住宅に関しては居住者よりも管理人やオーナーが管理業務の一環で行うことが一般的であるため、これに対する認定制度は、なじまないと考えられる。	廃止	●認定制度による形ではなく、管理・運営の向上を図っていく。

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み (H29.4策定時)